



参考資料

差別をなくす取組から生まれた 教科書無償化

差別をなくすための長年の取組で生まれた成果は、同和問題だけではなく、様々な人権課題を解決することにもつながっています。

その成果の一つが教科書の無償化です。憲法第 26 条には「義務教育は、これを無償とする」とありますが、義務教育の小・中学校ではじめから教科書が無償だったわけではありません。現在では、当たり前のように無償で配られる新しい教科書ですが、その背景には、教科書無償化のために運動を起こし、力を尽くした方々の歴史があるのです。

昭和 30 年代半ば、高知市の同和地区の母親たちは、子どもたちに教育の機会が保障されることで、部落差別をはじめとする様々な差別をなくしたいという思いから、学校の教師と学習会を開いていました。ある時、憲法を学習している際に、義務教育は無償であることを学び、そして、母親たちは学校の教師をはじめ、地域の団体や地区外の人々にも働きかけるようになり、「教科書をタダにする会」を結成しました。この会は、集会を開き署名運動を展開するとともに、多くの団体にも働きかけ、その支持を広げていきました。高知市議会も小・中学校の教科書が無償にするように内閣総理大臣や文部大臣あてに意見書を提出しました。

この日本国憲法の精神にも合致した運動は、同和地区をはじめ、多くの人たちの熱い要求がこもっていました。そのため国会でも大きな問題であるとして取り上げられ、文部省（現文部科学省）は昭和 38 年（1963 年）12 月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を成立させ、ついに教科書無償化が全国的に実現したのでした。

教科書は、現在、当たり前のように使われています。しかし、その歴史には多くの人の熱い思いや取組があったことを知ると、改めてその重みを感じられます。

あなたの個人情報を守る！「本人通知制度」に事前登録を。

本人通知制度とは、守山市に住民登録や本籍のある人が事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本を第三者（本人等の代理人および本人等以外の者）に交付した場合に、その交付した事実について登録者本人にお知らせする制度です。本人に通知することで不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が可能となり、委任状の偽造や不必要な身元調査などの人権侵害につながる不正請求が発覚する可能性も高まり、その抑止効果も期待されます。





高齢者の人権

認知症サポーター養成講座

「認知症」は、誰にでも起こりうる脳の病気です。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「まちづくり」を推進するためには、市民の皆さまが認知症の正しい知識を習得し、認知症の人やご家族へ適切な声かけや対応ができることが必要です。

- 1 内 容：人権尊重の視点から認知症の正しい知識や対応についての講話（90分）
※開催日時や内容については、自治会のご希望に合わせます。
- 2 謝 礼：報償（謝金等）は不要です。
- 3 問合せ：下記の各担当地区の地域包括支援センターに、電話・Faxまたは直接お問い合わせください。

学区	担当	電話	Fax
守山・小津	南部地区地域包括支援センター	585-9201	585-9202
吉身・玉津	中部地区地域包括支援センター	584-5519	584-5363
河西・速野・中洲	北部地区地域包括支援センター	516-4160	516-4080

エンディングノート出前講座

つなぐノート（守山市版エンディングノート第3版）は、「あなたの未来」や「人生の最期」について考えを整理するノートです。自分に「もしも」のことがあったとき、自分自身と大切な人のために、療養の場所や延命治療などの希望について、自分の意志を示すことができます。

この出前講座の中では、カードゲームを通して、「今の私」、「これからの私」、「もしものとき」を考え、エンディングノートを書いたり、家族や大切な人と話し合うきっかけづくりをしています。

- 1 謝 礼：報償（謝金等）は不要です。
- 2 問合せ：在宅医療・介護連携サポートセンターに、電話・Faxまたは直接お問い合わせください。（電話 077-581-0340、Fax 077-581-0203）



障害者の人権

知的・発達障害の疑似体験（障害の理解）



障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい共生のまちづくりを進めるうえで、障害に対する正しい理解は欠かせません。その中で、知的・発達障害は外見上分かりにくいいため、理解が進んでいない状況があります。そこで、公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会では、啓発キャラバン隊「びわこ☆めだか隊」を発足させて、疑似体験により知的・発達障害の特性を理解して、共に生活する中でどのような配慮が必要かを考えていく学習会を開催されています。ぜひ自治会学習会でご活用ください。

- 1 内 容：知的・発達障害の特性（手先の不器用さ、抽象的な言葉の理解のしにくさ、興味あることに集中して周りが見えにくい、聴覚過敏など）の疑似体験を中心とした参加型学習

※開催日時、時間、内容については、自治会のご希望と調整します。

- 2 講 師：びわこ☆めだか隊

- 3 問合せ：公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会

電話・Fax 077-523-3052 E-mail shiga-ikusei@world.ocn.ne.jp

学習会の様子



ボッチャ体験講座

ボッチャは重度の脳性まひ者や同程度の重度障がい者が四肢にある人のためにヨーロッパで考案されたスポーツです。近年では障がいの有無や年齢に関わらず、誰でも楽しむことができるスポーツとして注目されています。



- 1 問合せ：守山市総合政策部スポーツ振興課

電話 077-582-1169 Fax 077-582-0539



子どもの人権

世界の子ども権利かるた

子どもの権利が守られるためには、大人たちが子どもの権利について正しく理解することが欠かせません。また、子どもたちも、自分自身の権利について正しく知る必要があります。国連総会で採択された「子どもの権利条約」を平成6年（1994年）に日本が批准してから30年以上が経過していますが、残念ながら、虐待やいじめ、貧困、ヤングケアラー等、子どもの権利が守られていない事例が存在しています。そこで、「世界の子ども権利かるた」を使って、楽しみながら子どもの権利について学びませんか？ぜひ学習会でご活用ください。

1 問合せ：守山市総合政策部人権政策課

電話 077-582-1116 Fax 077-582-0539

